

インターネット選挙運動解禁に対する 事業者の取組み

LINE 株式会社 政策担当 大倉 健嗣

2013年6月1日

ネット選挙運動に関する各種サービス

◇ 総合支援

ガイアックス、「選挙参謀ドットコム」

◇ セキュリティ

ヤフー、デジタルハーツ「サイバーセキュリティーサポート」

◇ メール配信サービス

コンビーズ、「ネット選挙支援サービス」

エイジア、「ネット選挙 メール配信応援パック」

◇ SNS

Facebook, Twitter

◇ メッセンジャーアプリ

カカオトーク、LINE、comm

・・・など

政党向け「LINE公式アカウント」

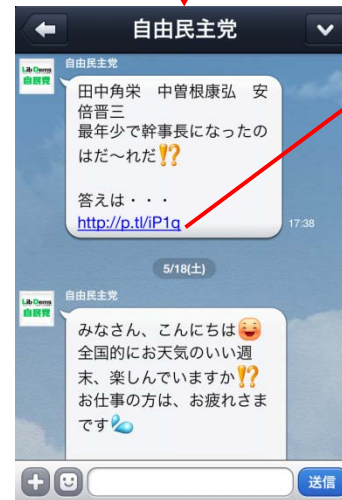


2013年5月13日、サービス開始。
全政党がアカウント作成。

当面モニターとしての利用(今夏に予定されている参議院選挙終了までを予定)

今後、政党向けの有償アカウントサービスの提供も検討。

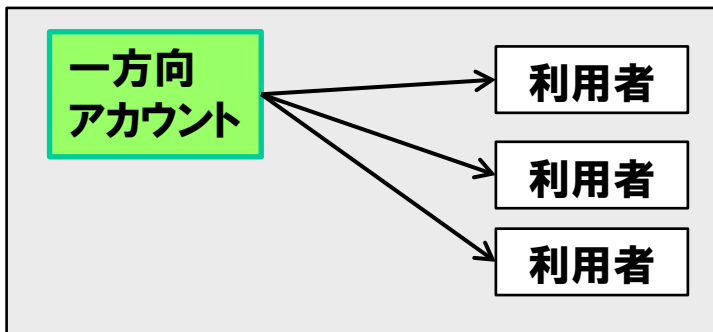
政党向け「LINE公式アカウント」



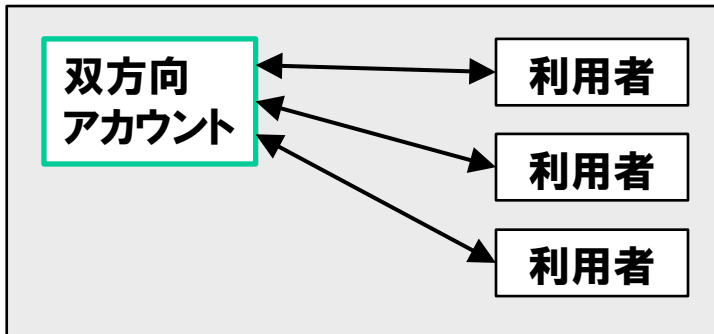
外部サイト



政党ホームページ、動画サイト、ブログ、...で詳細な情報発信が可能



LINE(一般)アカウント



メッセージ



無料通話



タイムライン

「電子メール」か「ウェブサイト」か

メッセージアプリは、公職選挙法上、「ウェブサイト等」に該当します。

◇ 公職選挙法142条の3第1項

電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第1号に規定する電子メールをいう。以下同じ。)

◇ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律2条1号

電子メール 特定の者に対し通信文その他の情報をその使用する通信端末機器(入出力装置を含む。以下同じ。)の映像面に表示されるようにすることにより伝達するための電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。)であって、**総務省令で定める通信方式**を用いるものをいう。

◇ 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令

- 一 その全部又は一部において**シンプルメールトランスファープロトコル**が用いられる通信方式
- 二 携帯して使用する通信端末機器に、**電話番号**を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式

メッセージアプリは通常、SMTP方式も電話番号方式も用いていません。

→「電子メール」ではなく、「ウェブサイト等」に該当します。

→誰でもメッセージアプリを用いて選挙運動が可能です。

(※未成年者、公民権停止中の方を除きます。)

メッセージアプリは「ウェブサイト」?



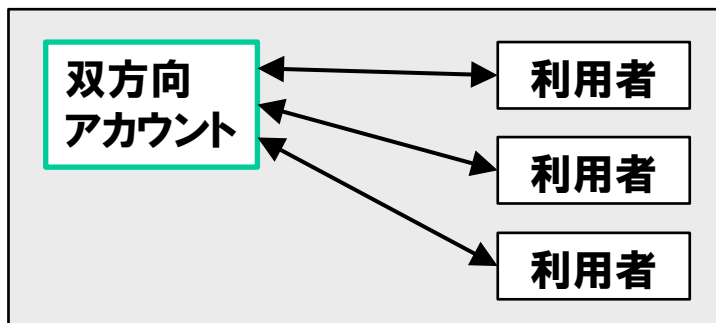
一見、掲示板サイトのように見えるUIですが、実際の機能は、電子メールに類似しています。

特に、グループでチャットを行う場合、掲示板にそっくりですが、実際は、電子メールの同報機能に類似します。

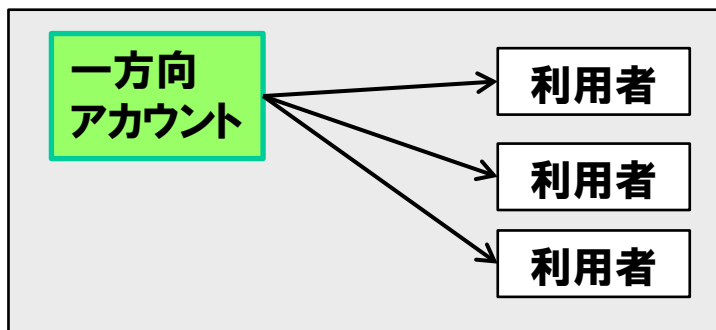


表示義務

ウェブサイト等を利用する場合、電子メールアドレス等の連絡先情報を表示する必要があります。（公職選挙法142条の3第3項、142条の5第1項）

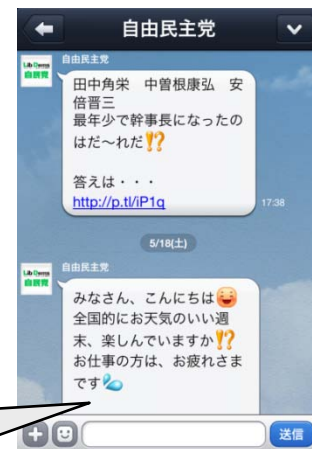


双方向のコミュニケーションが可能なアカウント
→投稿の中身にメールアドレス等を記載していなくても、表示義務は果たしていると考えられます。
（改正公職選挙法ガイドラインp.32）



一方向のコミュニケーションのみ可能なアカウント
→投稿の中身にメールアドレス等を記載する必要があります。

選挙期間中はメッセージ全てに、連絡先メールアドレス等の記載が必要になると考えられます。



「電子メール」の場合

●送信主体の制限(公職選挙法142条の4第1項)

候補者・政党等のみに限って選挙運動用電子メールを送信することができます。

●送信先の制限(公職選挙法142条の4第2項)

受信者の同意等が必要。

「自ら通知した電子メールアドレス」にのみ送信可能。

●転送の制限

転送すると新たな頒布行為とみなされます。

●表示義務

選挙運動:①選挙運動用電子メールである旨、②送信者の氏名・名称、③送信拒否通知を行うことができる旨、④送信拒否通知先のメールアドレス等

落選運動:①頒布者の電子メールアドレス、②頒布者の氏名・名称

なりすまし対策

◇ アカウント乗っ取りへの対策:

パスワードの管理を厳格にする、推測されにくいものにする、定期的に変更する等の基本的対策が有効です。(改正公職選挙法ガイドラインp.32)

◇ 本人を騙るアカウントには、どのように対処すればよいか？



なりすまし
アカウント

●事前の対策は困難？

●事後的に、選挙の自由妨害罪、氏名等の虚偽表示罪、名誉毀損罪等に基づく差押令状により、メッセージ内容を開示することは可能です。

●選挙管理委員会への登録制度を利用できないか？

(参考:改正公職選挙法ガイドラインp.46)

誹謗中傷への対応

◇ **メッセージアプリにはプロバイダ責任制限法の適用はありません。**

プロバイダ責任制限法2条1号

特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信・・・
(略)・・・の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)をいう。

電子メール等の1対1の通信は、「特定電気通信」には含まれない。なお、多数の者に宛てて同時に送信される形態での電子メールの送信も、1対1の通信が多数集合したものにすぎず、「特定電気通信」には含まれない。

(総務省総合通信基盤局消費者行政課「改訂版プロバイダ責任制限法」p.18)

◇ **名誉毀損の事実関係や発信者の情報を特定するためには？**

メッセージは、「**通信の秘密**」(電気通信事業法4条1項)の保護対象



例えば、名誉毀損罪に基づき発付された差押令状等により、メッセージの内容の開示が可能になります。

また、純粹な個人情報であれば、弁護士会照会、捜査関係事項照会書等により開示可能な場合があります。

Thank you.